

免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機の指定申請要項

令和5年2月

目次

1. 本要項の位置づけ	2
2. 申請の種類と方法	2
2-1. 新規申請	2
(1) 提出すべき書類	2
(2) 提出方法	3
(3) 申請受付期間	3
(4) 申請の標準処理期間	3
(5) 新規申請にあたっての留意事項	3
2-2. 継続指定	3
2-3. 指定解除の申出	4
3. 協議会によるヒアリング	4
4. 協議の結果の通知	4
5. その他留意事項	4

1. 本要項の位置づけ

本要項は、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機の指定申請に係る必要な事項を定めたものであり、同申請を行おうとする者(以下、申請者とする)は、本要項が定める内容に従って、「自動販売機型輸出物品販売場に設置する自動販売機に関する協議会」(以下、協議会とする。)に対し必要な手続を行うことが求められる。

(参考)協議会の事務局は、国税庁課税部消費税室及び観光庁観光戦略課に設置。

2. 申請の種類と方法

申請は、「指定の新規申請(新規申請)」、「指定の継続申請(継続申請)」及び「指定解除の申出」の3類型とする。申請者は、それぞれ必要な手続を行うことが求められる。

2-1. 新規申請

免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機について、新たに指定を受けるためには、次の内容に従い、必要な手続を行うこととなる。

(1) 提出すべき書類

申請者は、次の書類(日本語で書かれたもの、以下同じ。)を提出する必要がある。①については、WEB サイトから様式をダウンロードすることとし、その他の書類の様式は問わない。

- ①申請書(免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機の指定申請書)
- ②自動販売機の全体パース図
- ③自動販売機の画面遷移図(正常系、異常系)
- ④購入者オペレーションフロー
- ⑤管理者オペレーションフロー
- ⑥商品充填時オペレーションフロー
- ⑦使用する機器等のカタログ/マニュアル
- ⑧消耗品取り扱い時の特殊包装に関する自動販売機機構説明書
- ⑨自動販売機の動作環境説明書
- ⑩補足資料

協議会は、申請に必要な資料に不備等がある場合、資料の修正・再提出等を求めることがある。また、協議に必要な資料等の追加提出を求めることもある。申請者は、協議会事務局が指定した期日(具体的な提出期日については、申請者と協議会事務局とで個別に調整し決定する。)までにそれらを提出する必要がある(特段の理由なく、期日までに提出がなかった場合、新規申請を取り下げたものとみなされる場合があることに十分留意す

る。)

(2) 提出方法

申請者は、2-1(3)で定めた受付期間中に、2-1(1)の書類を協議会事務局(メールアドレス:hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp)に提出する必要がある(PDF形式の電子データでの提出に限る。)

(3) 申請受付期間

申請受付は、原則として年2回(上半期分・下半期分)行うこととし、その受付期間は次のとおりとする。原則として、この期間外の申請は受け付けない。

上半期分:3月1日～3月31日

下半期分:9月1日～9月30日

(4) 申請の標準処理期間

申請の標準処理期間は、申請受付期間終了後、2か月程度となる。ただし、個々の申請内容等によっては、処理にさらなる時間を要することもあり得ることに十分留意する。

(5) 新規申請にあたっての留意事項

新規申請にあたっては、指定を受けようとする自動販売機の販売計画及び販売見込み等を十分に精査し、申請後、すぐに「指定解除の申出」(後述2-3参照)を行うことがないよう、十分留意すること。また、新規申請を行うことができる自動販売機は、申請時点において販売されている又は販売される具体的な計画が決定しているものに限ることに十分留意すること。

2-2. 継続指定

免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として指定を受けたもの(以下、指定自動販売機とする)については、指定された時の仕様と相違がないか、毎年、確認を行うこととなる。そのため、指定自動販売機の申請者は、指定から一年を経過した日の直後の申請期間(前述2-1(3)で示した期間)に協議会事務局に対し「指定を受けた際の指定自動販売機の仕様」と「当該指定自動販売機の最新の仕様」を比較した書類(仕様比較表)を提出することとする(仕様に相違がない場合であっても、その旨を記載した書類等の提出が必要。)

さらに、仕様比較表の提出に際し、申請者において「本質的な仕様に差異がある」と判断する場合には、仕様比較表の提出に代えて、新規指定の申請を行うことで差し支えない(その場合、協議会事務局に事前に相談の上、併せて「指定解除の申出」も行う。)

2-3. 指定解除の申出

指定自動販売機の申請者は、当該指定自動販売機の製造等を終了した場合など、その指定を継続する必要性がないと判断されるようなときには、協議会事務局に対し指定の解除を申し出ることとする。その申出に際しては、事前に協議会事務局に相談の上、申出の時期等に関し、必要な指示を受けることとする。

なお、指定解除の申出は、指定自動販売機により免税販売を継続している輸出物品販売場がある場合、非常に大きな影響があることから、関係者等の間で十分な調整を行った上で行う必要があることに留意すること。

3. 協議会によるヒアリング

協議会は、申請内容について確認を行うため、申請者から説明を聴取するとともに、申請された自動販売機と同一の実機の動作確認等を行う機会を設けることがある(以下、ヒアリングとする。)。ヒアリングの具体的な方法、日程等については、協議会事務局より申請者に対し別途連絡する。ヒアリングにおける説明等に必要な物品は、申請者が準備することとする。

4. 協議の結果の通知

協議会における協議の結果については、原則、申請者に通知しない。ただし、必要と認められる場合には、協議会事務局より申請者に対し通知することがあり得る。

5. その他留意事項

協議会及び協議会事務局は、申請に関連して知り得た個人情報や企業情報等の秘密の保持については、関係法令に従い適切に対応する。